

郵送がん検診をご利用ください

本事業はがん検診の受診機会を提供し、がんを早期発見することを目的におこないます。また、検査後のフォロー体制を強化し、検査後、結果に応じて再検査をおこなったか確認します。

申込方法等の詳細は、別途ご案内の郵送がん検診実施要領をご覧ください。

1 実施方法

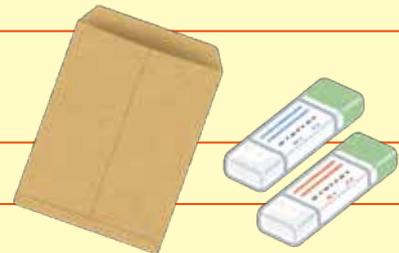
郵送がん検診は希望者に対し、株式会社パトラボが実施し、その費用の一部を当健保組合が助成します。受診者は検査結果に応じて、必要な場合は医療機関で精密検査を受診します。(郵送がん検診は施設健診に比べて、補助的な検査です。)

2 対象者

40歳以上の加入者(被保険者及び被扶養者)*年度末年齢
但し、前立腺がん検査は50歳以上とします。

3 検査項目及び料金

検査項目	料金(消費税込)
①大腸がん検査(2日法)	1,500円
②肺がん検査(痰の出る方)	2,000円
③前立腺がん検査(男性50歳以上の方)	2,000円
④子宮頸がん検査(女性の方)	2,000円



※①～④は事業主が実施する定期健診のオプション検査及び人間ドックでも受診できます。(定期健診のオプション検査及び人間ドックのオプション検査は当健保組合からの助成はありません。)郵送がん検診を希望される場合は前回の実施から間隔をあけることをおすすめします。

4 助成金

1人 上限 3,000円 (実費分まで)*年度内1回限り

※申込後に退職等により当健保組合の資格を喪失された場合は、申込日(別紙1「申込書記入日」欄)を基準に助成します。申込日の時点で資格喪失していた場合は全額自己負担となります。

5 申込期間

平成30年1月31日まで

6 申込方法

- 別紙1『郵送がん検診申込書』(以下「申込書」)に必要事項を記入し、職場の健康管理委員を通して当健保組合へ提出してください。自己負担金がある場合は申込時に職場の健康管理委員へお支払いください。
- 事業所でひと月ごとにとりまとめ、自己負担金の支払いがある場合は別紙2「自己負担金の振込みについて」を「申込書」と一緒に提出してください。
- 任意継続被保険者はFAX(048-824-9762)または郵送により当健保組合へ提出してください。自己負担金の支払いがある場合は受付後、当健保組合から請求します。

禁

煙

体

験

記



JA 榛沢 組合長 小暮次男 様 より、ご自身の禁煙体験をご紹介します。

当健保組合の喫煙率は全国と比較して高い状況です。今は健康だから、退職したら考えるという方もいるかもしれませんが、禁煙は早ければ早いほど、その後の体の回復も早まります。喫煙している方は今回の禁煙体験を参考に、禁煙について考えてみてください。

禁煙した時期

20 年以上前

禁煙したきっかけ・理由

他の人と一緒に、カートンでたばこを買ってくるように頼んだら、自分の分を忘れられてしまったことがきっかけとなり、やめると職場内で宣言した。

過去に 2 回禁煙したことがあり、3 回目の挑戦だった。

禁煙方法

たばこを手元に 1 箱だけ残して、ライターは持たずに、1 カ月間はいつでも吸える状況（お守りのような感じ）にしておいた。1 本、また 1 本と人にたばこをあげているうちに 1 箱なくなった。

禁煙したい人に向けてアドバイス

たばこを吸うことは癖みたいなものなので本人がその気になればやめられる。

工夫した点

吸いたいときは、我慢して水を飲んだ。

禁煙してよかった点

元気に働けている

ごはんがおいしくなった

気管支炎がなくなった

風邪をひかなくなった

小銭が増えたこと

たばこを持ち歩く必要がない

飛行機など吸えない場所で我慢しなくて良い



家庭常備薬斡旋

当健保組合では、健康管理の一環として年 2 回、家庭常備薬等の斡旋をおこないます。かぜ薬や胃腸薬等が特別価格で購入できます。別紙「家庭常備薬等の斡旋のご案内」をご覧ください、11 月 30 日までにお申し込みください。



高額療養費 [法改正]



70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられました

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていましたが、負担能力に応じた負担を求める観点から、今年の8月から下記のとおりに引き上げられました。

◎70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（平成29年8月～平成30年7月）

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	（世帯ごと）
現役並み （標準報酬月額 28 万円以上）	44,400 円 → 57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <44,400 円>
一般 （標準報酬月額 26 万円以下）	12,000 円 → 14,000 円 (年間 14.4 万円上限)	44,400 円 → 57,600 円 <44,400 円>
住民税非課税	8,000 円	24,600 円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000 円

〈 〉は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。



被扶養者調査について



18歳以上の被扶養者の居住及び収入に関する調査のため、調査対象事業所に所属する方へ、調査票を8月に送付させていただきました。ご提出いただいた調査票により10月中に当健保組合で審査をおこないます。

調査対象事業所

JA埼玉中央 (株)比企アグリサービス JAちちぶ JA埼玉ひびきの
JAくまがや JAふかや JA埼玉岡部 JA榛沢 JA花園 JAほくさい
JA越谷市 JA南彩

調査による不承認（扶養脱退）について

基準を満たさなかった方については、当健保組合が「不承認」と決定し、被保険者へその旨を文書にて通知します。その後、被保険者より「被扶養者異動届」を提出いただいた上で、平成29年11月1日付けで被扶養者資格を脱退していただきます。

性同一性障害の方の保険証表記について

性同一性障害の方に限り、保険証に通称名を併記したり、性別を裏面に記載することができます。手続きには、申出書の提出のほか、書類が必要になる場合があります。

希望される方は、当健保組合までご相談ください。

医者にかかったり、薬をもらったりしたときは 明細付きの領収書を受け取るようにしましょう

領収書
ください!

受け取った領収書は、保管しておき次のようなときに利用しましょう。

- 1 後に健保組合から配布されます「医療費通知」と照らし合わせて金額等が間違いがないかチェックしましょう。
間違っていれば健保組合に連絡してください。
- 2 1月1日から12月31日までに支払った医療費が一定金額以上になったときに、確定申告によって医療費控除を受けることができます。



健診結果における個人情報共同利用について

当健保組合は加入者本人(被保険者)の健康管理を効果的、効率的に実施するため、事業主と共同で健診データを利用します。

1. 共同利用の趣旨

労働安全衛生法による定期健康診断と高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診には重複した項目があり、事業主と健保組合が共同で健康管理を実施することが効果的、効率的であるため共同事業として実施します。

2. 共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、事業所名、記号番号、健診受診日、健診実施機関名称、健診結果、判定

3. 健診データを共同利用する者の範囲

- (1) 加入事業所 事業主、人事・労務、健康管理担当者又は産業医
- (2) 当健保組合 保健事業担当者

4. 利用する者の目的

- (1) 健診結果に基づき、健康管理のための指導、相談、情報提供をおこなう。
- (2) 保健事業計画等の策定のためのデータの分析比較をおこなう。

5. 当健保組合における個人情報管理責任者

常務理事



ホームページ「健康フォトギャラリー」の写真を募集中です。

お送りいただいた写真は「健康フォトギャラリー」に掲載します。掲載された方には記念品をプレゼントします。写真のテーマは家族や自然、食、趣味等、特に限定せず幅広く募集します。

年に一度(11月頃)、お送りいただいた写真の中からトップ賞を選定し、ホームページのトップページに掲載します。トップ賞の方にはNツアー旅行券5千円分をプレゼントします。

応募方法

kouhou@ja-saitama-kenpo.or.jpに写真を添付しお送りください。

メールの本文には

- ① 投稿者名
- ② 保険証記号番号
- ③ 事業所名
- ④ ニックネーム
- ⑤ 写真のタイトル
- ⑥ 一言コメントを記載してください。



メールマガジン
登録のお願い

健保組合のイベント等保健事業のお知らせや、健康管理について情報を配信しています。ぜひご登録ください。登録に必要な項目は「メールアドレスと保険証記号番号」です。

登録方法

- 1 携帯電話のカメラでQRコードを読み取り登録します。



- 2 健保組合ホームページ、トップページの「メルマガ登録」から登録できます。
<http://www.ja-saitama-kenpo.or.jp>